

金沢埋立処分地の維持管理記録(令和4年度)

最終更新: 令和5年5月11日

1埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量

埋め立てた年月 単位:トン	令和4年												令和5年			合計 [t]	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
焼却灰等	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0
破碎不燃等	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	0

2点検状況

○:異常なし X:異常あり		令和4年												令和5年		
点検年月日	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
擁壁等	点検年月日	04月30日	05月31日	06月30日	07月31日	08月31日	09月30日	10月31日	11月30日	12月31日	01月31日	02月28日	03月31日			
遡水工	点検年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
調整池	点検年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
浸出水処理設備	点検年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
導水管等の防凍措置の状況	点検年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
必要な措置を講じた日	措置の内容															

3最終処分場の残余の埋立容量

測定日	休止中
残余容量(m3)	休止中

4周縁地下水及び放流水の水質検査

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 上流

項目	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	令和4年																令和5年								
				04月05日	04月20日	05月09日	05月24日	06月06日	06月22日	07月04日	07月19日	08月01日	08月17日	09月05日	09月20日	10月03日	10月17日	11月07日	11月22日	12月05日	12月19日	01月11日	01月23日	02月06日	02月20日	03月01日	03月13日	
採取した年月日				04月05日	04月20日	05月09日	05月24日	06月06日	06月22日	07月04日	07月19日	08月01日	08月17日	09月05日	09月20日	10月03日	10月17日	11月07日	11月22日	12月05日	12月19日	01月11日	01月23日	02月06日	02月20日	03月01日	03月13日	
検査結果の得られた年月日				04月19日	04月30日	05月23日	06月07日	06月20日	07月06日	07月19日	07月30日	08月29日	08月31日	09月20日	10月04日	10月17日	10月31日	11月21日	12月07日	12月19日	12月28日	01月25日	02月07日	02月28日	03月06日	03月15日	03月27日	
塩化物イオン	(mg/ℓ)	---	月1回以上	5.6	4.5	3.7	5.6	3.1	2.8	3.6	2.3	2.8	9.4	4.7	3.7	3.4	2.0	3.0	2.7	3.1	1.8	2.6	2.8	1.2	1.0	2.3	1.5	
必要な措置を講じた日	措置の内容																											

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 下流

項目	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	令和4年																令和5年								
				04月05日	04月20日	05月09日	05月24日	06月06日	06月22日	07月04日	07月19日	08月01日	08月17日	09月05日	09月20日	10月03日	10月17日	11月07日	11月22日	12月05日	12月19日	01月11日	01月23日	02月06日	02月20日	03月01日	03月13日	
採取した年月日				04月05日	04月20日	05月09日	05月24日	06月06日	06月22日	07月04日	07月19日	08月01日	08月17日	09月05日	09月20日	10月03日	10月17日	11月07日	11月22日	12月05日	12月19日	01月11日	01月23日	02月06日	02月20日	03月01日	03月13日	
検査結果の得られた年月日				04月19日	04月30日	05月23日	06月07日	06月20日	07月06日	07月19日	07月30日	08月29日	08月31日	09月20日	10月04日	10月17日	10月31日	11月21日	12月07日	12月19日	12月28日	01月25日	02月07日	02月28日	03月06日	03月15日	03月27日	
塩化物イオン	(mg/ℓ)	---	月1回以上	280	330	280	390	300	330	300	240	290	280	240	230	250	220	240	200	260	230	240	200	240	270	250	220	
必要な措置を講じた日	措置の内容																											

採取場所 金沢埋立処分地 放流水

項目	単位	基準値	技術上の基準で定める検査頻度	令和4年																令和5年								
				04月05日	04月20日	05月09日	05月24日	06月06日	06月22日	07月04日	07月19日	08月01日	08月17日	09月05日	09月20日	10月03日	10月17日	11月07日	11月22日	12月05日	12月19日	01月11日	01月23日	02月06日	02月20日	03月01日	03月13日	
採取した年月日				04月05日	04月20日	05月09日	05月24日	06月06日	06月22日	07月04日	07月19日	08月01日	08月17日	09月05日	09月20日	10月03日	10月17日	11月07日	11月22日	12月05日	12月19日	01月11日	01月23日	02月06日	02月20日	03月01日	03月13日	
検査結果の得られた年月日				04月19日	05月06日	05月23日	06月08日	06月20日	07月06日	07月19日	08月02日	08月26日	08月31日	09月20日	10月04日	10月17日	10月31日	11月21日	12月06日	12月19日	01月04日	01月25日	02月07日	02月28日	03月07日	03月15日	03月27日	
水素イオン濃度	(mg/ℓ)	5.8~8.6	月1回以上	8.2	8.1	8.3	8.2	8.3	8.3	8.2	7.9	8.1	8.1	8.2	8.0	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.1	8.0	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	
生物化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	30以下 ※	月1回以上	検出せず	1.3	検出せず	検出せず	1.3	検出せず	検出せず	1.1	検出せず	1.4	1.9	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	2.3	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	90以下	月1回以上	6.6	6.7	5.9	5.5	6.6	4.8	6.5	6.2	5.9	6.7	2.8	3.1	3.6	4.1	3.9	3.8	4.3	4.1	4.2	4.8	4.8	4.4	5.3	5.3	
浮遊物質	(mg/ℓ)	50以下 ※	月1回以上	1.0	1.2	1.0	1.0	1.8	検出せず	1.0	検出せず	検出せず	1.2	1	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	1.2	
大腸菌群数	(個/cm3)	3000以下	年1回以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
窒素含有量	(mg/ℓ)	60以下	年1回以上	14	12	14	14	15	12	14	13	14	14	12	13	14	14	12	13	12	13	13	11	11	11	11	11	
必要な措置を講じた日	措置の内容																											

基準値に※がついているものは県条例に基づく。

地下水の水質検査結果

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 上流					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和4年	令和5年
採取した年月日				08月01日	02月06日
検査結果の得られた年月日				08月29日	02月28日
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	検出せず
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	検出せず
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
六価クロム	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	検出せず
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	検出せず
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	検出せず
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	検出せず
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	検出せず
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	検出せず
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.0081	0.00011

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/14採取、結果が得られた日は7/6 2回目は12/6採取、結果が得られた日は1/10

地下水の水質検査結果

採取場所 金沢埋立処分地 地下水 下流					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和4年	令和5年
採取した年月日				08月01日	02月06日
検査結果の得られた年月日				08月29日	02月28日
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	検出せず
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	検出せず
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
六価クロム	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	検出せず
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	検出せず
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	検出せず
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	検出せず
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	検出せず
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	検出せず
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.00031	0.000022

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/14採取、結果が得られた日は7/11 2回目は12/6採取、結果が得られた日は1/10

放流水の水質検査結果

採取場所 金沢埋立処分地 放流水					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和4年	令和5年
採取した年月日				08月01日	02月06日
検査結果の得られた年月日				08月26日	02月28日
アルキル水銀化合物	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	検出せず
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/ℓ)	0.005以下	年1回以上	検出せず	検出せず
カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	検出せず
鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
有機リン化合物	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
六価クロム化合物	(mg/ℓ)	0.2以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
砒素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
シアン化合物	(mg/ℓ)	0.5以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	検出せず
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	検出せず
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
トリス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.4以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	3以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	検出せず
チウラム	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	検出せず
シマジン	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	検出せず
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
セレン及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	検出せず
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.5以下	年1回以上	検出せず	検出せず
ほう素及びその化合物	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	3.8	3.7
ふっ素及びその化合物	(mg/ℓ)	8以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ℓ)	100以下 ※	年1回以上	13	11
ノルマルキサン抽出物(鉱油)	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
ノルマルキサン抽出物(動植物油脂)	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
フェノール類含有量	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
銅含有量	(mg/ℓ)	2以下 ※	年1回以上	検出せず	検出せず
亜鉛含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	検出せず
溶解性鉄含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	検出せず	検出せず
溶解性マンガン含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	検出せず	検出せず
クロム含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	検出せず
燐含有量	(mg/ℓ)	8以下	年1回以上	1.4	0.41
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	10以下	年1回以上	0.000036	0.000033

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、県条例に基づく。

ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく。

*大腸菌群数および窒素含有量、燐含有量の基準値は日間平均。基準値に※がついているものは県条例に基づく。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/14採取、結果が得られた日は7/6 2回目は12/6採取、結果が得られた日は1/10